

吹田市地域防災計画修正（新地震被害想定）支援業務
仕様書

令和5年度

吹田市総務部危機管理室

第1章 総則

第1条(適用範囲)

本書は、吹田市(以下「発注者」という。)が、受注者へ委託する「吹田市地域防災計画修正(新地震被害想定)支援業務」(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

第2条(目的)

本市地震被害想定は、被害を過大・過少評価することなく適切に把握することによって、市民への影響を最小限に抑え、迅速に復旧できるなど、効果的な防災・減災対策の推進を目的として行っており、地震被害想定調査の成果を根拠として「吹田市地域防災計画」を策定している。

しかしながら、現状における本市地震被害想定は、平成24年度(2012年度)に見直しを行ったものであり、この10年間で、緊急輸送道路沿道建築物や住宅の耐震化率が向上し、木造密集地域の改善による不燃化の推進など、防災力の強化を推進する各種対策の取組により減災の効果が確実に現れている状況に加えて、昨今は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した避難の考え方や市内の宅地・人口等の検討条件が当時から変化していることが考えられる。

そこで、本業務は、最新の市内の建物・人口データを用いて現状の地震被害想定を見直し、その結果を本市地域防災計画へ反映させることで、本市住民及び行政機関の防災力の向上と防災・減災対策の推進に資することを目的に実施するものである。

第3条(履行場所)

本業務の業務場所(履行場所)は、下記とする。

吹田市全域地内

第4条(履行期間)

本業務の工期は、令和6年3月31日までとする。

第5条(準拠法令等)

本業務は、本書によるほか、下記の図書等を参考とする。

- (1) 大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(大阪府)
- (2) 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料(大阪府)
- (3) 吹田市防災アセスメント調査報告書(吹田市)
- (4) 防災アセスメントに関する調査報告書(防災アセスメントマニュアル)(消防庁)
- (5) 地震防災マップ作成技術資料(内閣府)
- (6) 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)
- (7) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)
- (8) 水防法(昭和24年6月4日法律第193号)
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (10) 防災基本計画

- (11) 大阪府地域防災計画
- (12) 吹田市地域防災計画
- (13) 吹田市業務継続計画
- (14) 吹田市受援計画
- (15) 吹田市備蓄計画
- (16) 吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアル
- (17) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月 内閣府）
- (18) 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 内閣府）
- (19) 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和 3 年 6 月 内閣府）
- (20) 避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月 内閣府）
- (21) 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（平成 29 年 9 月 中央防災会議防災対策実行会議）
- (22) 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（国土交通省）
- (23) 水害の被害指標分析の手引き（国土交通省）
- (24) 吹田市契約規則
- (25) 吹田市財務規則
- (26) 吹田市情報セキュリティポリシー
- (27) その他本業務に係る法令及び通達等

第 6 条（主任技術者の選任）

受注者は、防災アセスメント調査、地域防災計画に精通した実務経験豊かな主任技術者を選任するものとする。また、本業務の円滑な進捗を図るため、下記に定める要件を満たす技術者をそれぞれ 1 名以上配置するものとする。

- (1) 技術士又は RCCM の資格を有すること
- (2) 空間情報総括監理技術者の資格を有すること

第 7 条（同種業務の会社実績）

受注者は、過去 5 年間（2018 年度～2022 年度）に日本国内市町村発注の同種業務の履行実績を有するものとし、業務着手時にその実績が証明できる資料を発注者に提出し、承認を得るものとする。なお、同種業務の履行実績とは、下記の全てを満たすものとする。

- (1) 防災アセスメント調査業務または地震被害想定調査業務
(3 件ただし 1 件以上は中核市以上であること)
- (2) 地域防災計画修正業務の履行実績（5 件ただし 1 件以上は中核市以上であること）
- (3) 業務継続計画策定もしくは修正業務の履行実績（2 件）
- (4) 受援計画策定もしくは修正業務の履行実績（2 件）

第8条（情報保護）

受注者は、発注者より貸与を受ける庁内組織に係るデータや、職員情報データ等の情報保護及び品質管理の観点から、発注者と契約を締結する事業所及び技術者が在籍する作業所が以下の資格を取得している証明として、契約時に登録証（写）を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- （1）情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）
（（一財）日本情報経済社会推進協会により認定された認証機関による認証）
- （2）プライバシーマーク（JIS Q 15001）
（（一財）日本情報経済社会推進協会により指定された審査機関による認証）

第9条（秘密の保持）

受注者は、業務上知りえた情報について、これを他人に漏らしてはならない。業務完了後も引き続きこの義務を負うものとする。

第10条（貸与資料）

本業務に必要な資料として、下記を発注者から貸与するものとするが、各種資料・データに含まれる個人情報・行政機密等の取扱いには格段の配慮を行うこととする。

- （1）吹田市地域防災計画（資料編含む）データ1式
- （2）吹田市業務継続計画データ
- （3）吹田市受援計画データ
- （4）吹田市備蓄計画データ
- （5）吹田市避難情報等の判断・伝達マニュアルデータ
- （6）その他、業務を行う上で発注者が必要と判断した資料

第11条（提出書類）

本業務について受注者は、速やかに発注者へ下記の書類を提出し、その承認を受けるものとする。

- （1）着手時
 - 1) 業務実施計画書
 - 2) 業務工程表
 - 3) 着手届
 - 4) 主任・照査技術者等届
 - 5) 経歴書
 - 6) 下請業者名簿
 - 7) 積算内訳書
 - 8) 誓約書（元請用・下請用）
- （2）完了時
 - 1) 業務完了届
 - 2) 引渡書（納品書）
 - 3) 請求書

4) 請求内訳書

第12条（打合せ）

打合せ協議は、着手時、中間報告時、成果納入時の計3回を基本とするが、発注者又は受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。

また、受注者は、打合せ協議後は、打合せ協議記録簿を2部作成し、監督員の承認を得るものとする。なお、打合せは、原則対面形式とするが、必要に応じてオンライン会議により実施することも可能とし、実施方法などについては協議のうえ、事前に発注者の承諾を得るものとする。

第13条（成果品の審査）

受注者は、業務完了後に本市監督員の成果品審査を受けなければならない。業務完了後において、明らかに受注者の責に帰する業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第14条（成果品の帰属）

本業務において成果品等の著作権については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

第15条（疑義）

本業務において成果品等の著作権については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

第2章 業務内容

第16条（業務概要）

本業務の作業内容は下記に示す項目であり、詳細は次条以降によるものとする。

- (1) 計画準備1式
- (2) 資料収集整理1式
- (3) 地震被害想定の見直し1式
- (4) 避難計画の検討1式
- (5) 被災シナリオの作成及び計画への活用検討1式
- (6) 地域防災計画及び備蓄計画改定案の作成及び計画修正1式
- (7) 業務継続計画、受援計画及び避難情報等の判断・伝達マニュアル改定案の整理1式
- (8) 報告書（概要版A3両面含む）のとりまとめ1式
- (9) 防災会議及びパブリックコメントの実施に向けた資料作成1式
- (10) ヒアリング資料作成及び結果データ集約1式
- (11) 印刷原稿データ作成
- (12) 市民啓発（上町断層帯を震源とした地震災害シミュレーション）動画の作成1式
- (13) 打合せ協議（議事録含む）1式

第 17 条（計画準備）

受注者は、本業務の着手に先立ち、業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料をもとに業務の趣旨、目的等を十分に理解した上で、業務実施にあたっての作業方針及び作業スケジュールを検討し、発注者と協議の上、業務計画書を立案・作成すること。受注者は、業務計画書を発注者へ提出し、承認を得たのちに本業務に着手するものとする。

第 18 条（スケジュール）

本業務のスケジュールについては、関係部局との調整や議会对応などの影響により日程の調整が困難なケースが想定されるため、計画通りに業務を遂行できるよう関係部局との調整前には発注者と十分調整を図るものとする。

第 19 条（資料収集整理）

受注者は、業務に必要な各種資料を市内外の関係機関及び団体から広く収集し、調査・分析に際してわかりやすく整理するものとする。なお、発注者より資料提供を希望するものについては、資料提供希望リストを作成し、提出する。

また、調達分（民間成果）の使用について、ライセンス申請等が必要な場合は、受注者にて行うとともに、結果を発注者に報告するものとする。

なお、収集・整理する資料は、利用時点で最新のものを活用することとし、資料に更新があった場合は、直ちに最新のものと差し替えること。

第 20 条（地震被害想定の見直し）

受注者は、吹田市が平成 24 年度に実施した地震被害想定（直下型地震 3 断層）及び大阪府が平成 25 年 10 月に行った南海トラフ巨大地震の地震動分市及び液状化予測の結果を用いて被害想定を行うものとする。（直下型 3 地震、南海トラフの計 4 地震）

被害想定においては、最新の人口や建物データ等を用いるとともに、被害想定算定は大阪府や内閣府等の手法や最新の結果を参考とし、適切な手法で実施すること。想定時期は早朝、昼間、夕刻の 3 パターンとする。また、想定結果を地図上に表現し視覚的に分かりやすくすること。

なお、被害想定算定項目は以下の通りとする。

- (1) 建物被害（揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、火災による被害（全壊・半壊棟数））
- (2) 人的被害（建物倒壊、火災、急傾斜地崩壊、ブロック塀等の倒壊による死者・負傷者数）
- (3) ライフライン被害（上水道、下水道、電力、ガス、通信の機能支障）
- (4) 交通施設被害（道路、鉄道）
- (5) 生活支障（避難者数、帰宅困難者数）
- (6) その他（災害廃棄物発生量、物資必要量、被災家屋調査量、罹災証明発行量、生活再建支援対応件数など）

なお、大阪府が本年度実施を予定している地震被害想定の方角に注目し、必要に応じて実施方法の変更や算定項目の見直しをする等、吹田市にとって最適な方法で実施できるよう発注者と協議のうえ進める。

第 21 条（避難計画の検討）

受注者は、前条までの調査・検討結果及び河川や高潮の洪水浸水想定区域等をもとに、現行の地域防災計画で指定された避難所について、現有の収容力、災害時の安全性について検討を行い、指定の妥当性を検討する。また、要避難者数の地域分市と収容力の比較により、規模に応じた最適な避難所活用及び輸送手段についても検討するものとする。

（1）避難者数の整理

前条までの地震被害想定結果による避難者数及び、風水害時に想定される避難者数の推計により、各災害の避難者数を小学校区別に整理する。なお、風水害時の避難者数は市域に係る全ての洪水・高潮浸水想定区域（淀川、神崎川、安威川、高川、糸田川、上の川、高潮）、土砂災害警戒区域を用いて、種類別（各河川、高潮、土砂災害別）、想定最大規模以外の計画規模等（洪水浸水想定区域、洪水リスク表示図で公表されている規模）の推計を行うものとする。

（2）安全な避難所の抽出

現行地域防災計画で指定する避難所と各種ハザードデータを重ね合わせて、各種災害時に使用可能な安全な避難所を抽出する。

（3）避難所の収容可否の検討

各種災害の想定避難者数から、小学校区ごとに避難所への避難者の収容が可能であるか検討する。

（4）避難計画の見直し

上記（1）から（3）の結果を踏まえ、規模に応じて開設が必要な避難所の検討や、その他課題となる事項の対策検討を行う。

（5）避難情報等の判断・伝達マニュアルへの反映

上記（4）の検討結果のうち、水害及び土砂災害による避難計画を避難情報等の判断・伝達マニュアルへ反映させるために必要な情報を整理し、資料を作成する。

第 22 条（被災シナリオの作成及び計画への活用検討）

受注者は、前条までの地震被害想定結果をもとに、地震時の発災後概ね 1 か月程度の被災シナリオを作成する。作成においては、大規模及び中規模災害のシナリオを作成するものとし、過去の災害発生時の状況を参考に時系列で地震の発生状況、街や住民、関係機関の様子、インフラの復旧状況など、実際の状況をイメージしやすいように整理すること。

また、今後の具体的な災害対応計画の検討を行うため、前条までの被害想定結果をもとに物資集積拠点、災害廃棄物仮置き場、応急仮設住宅建設場所、遺体安置所、被災者生活再建支援ワンストップ窓口の必要面積及び被災家屋応急危険度判定件数等を算定する。

第 23 条（各計画への反映・整理）

受注者は、前条までの被害想定結果及び活用検討の結果を地域防災計画及び備蓄計画の関係する箇所へ反映させる。

また、前条で作成した大規模・中規模災害のシナリオをもとに、今後、業務継続計画や受援計画の非常時優先業務や受援業務等を再検討し、計画見直しを行うために必要な情報（現状の被害想定との違い、大規模災害と中規模災害の対応の違い、計画への反映箇所等）を整理する。

第 24 条（報告書とりまとめ）

受注者は、資料整理及び各種検討結果等をもとに総合検討を行い、本市における防災上の問題点・課題等を考慮して、地域防災計画等の見直し（避難所、備蓄物資等に関すること）に向けた注意点などの整理を行い、簡潔にとりまとめた調査報告書（概略版含む）を作成するものとする。

第 25 条（市民啓発動画の作成）

受注者は、市民への地震に対する防災意識向上に資する啓発動画を作成する。動画は3分程度とし、市内の現地撮影写真や映像、CG、イラストを用いて作成し、ナレーションやBGMを入れるものとする。動画作成においては過年度作成した動画も参考とし、ストーリーは発注者と十分に協議し、絵コンテ等で内容を確認しながら作成を進める。

第 3 章 成果品

第 26 条（成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

なお、本業務で作成する各種図面等は、GISソフト（ArcGIS）を用いて作成し、シェイプファイル形式にて整理するものとする。

- （1）防災アセスメント調査報告書（概略版含む）
- （2）防災アセスメント調査報告書原稿電子媒体 1 式
- （3）地域防災計画、備蓄計画の原稿データ（A3 概要版含む） 1 式
- （4）業務継続計画及び受援計画の反映用整理データ 1 式
- （4）市民啓発動画データ（MP4 形式） 1 式
- （5）打合せ協議記録簿 1 式
- （6）庁内関係各室課協議用現行データ 1 式
- （7）大阪府事前相談用原稿データ 1 式
- （8）吹田市防災会議用原稿データ 1 式

第 27 条（納入場所）

本業務の成果品の納入場所は、吹田市危機管理センター内 吹田市総務部危機管理室とする。